

鹿 児 島 県 公 報

平成21年3月31日（火）第2483号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県共済住宅管理規則の一部を改正する規則（※）
（職員厚生課取扱い） 2
- 鹿児島県立川内厚生園入所規則及び鹿児島県立川内自興園入所規則を廃止する規則（※）
（障害福祉課取扱い） 2
- 児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（障害福祉課取扱い） 2
- ハートピアがごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（障害福祉課取扱い） 3
- 鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※）
（会計課取扱い） 3

訓 令

- 鹿児島県職員寮管理規程の一部を改正する訓令（※）
（職員厚生課取扱い） 4

告 示

- 鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査（2件）
（統計課取扱い） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分
（農地整備課取扱い） 7
- 入会林野整備計画の認可
（林業振興課取扱い） 7
- 保安林の指定
（森林整備課取扱い） 7
- 保安林の指定予定に係る通知の掲示
（森林整備課取扱い） 8
- 漁船保険付保義務発生（16件）
（水産振興課取扱い） 8
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）
（監理用地課取扱い） 10
- 道路の区域の変更（5件）
（道路維持課取扱い） 10
- 道路の供用の開始（5件）
（道路維持課取扱い） 11
- 浸水想定区域の指定
（河川課取扱い） 16
- 都市計画公聴会の開催
（都市計画課取扱い） 16
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
（都市計画課取扱い） 17
- 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する
要綱（※）
（管理調達課取扱い） 17

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告
（建築課取扱い） 18
- 競争入札の参加者の資格に関する公告
（管理調達課取扱い） 18

規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第16号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第10号の3中「父母又は職員」を「配偶者、父母、職員」に改め、「含む。」の次に「）又は配偶者の父母（」を加え、「子」を「対象者」に、「父母又は養育する子」を「対象者」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島県共済住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第17号

鹿児島県共済住宅管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県共済住宅管理規則（昭和40年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「の翌月」を削り、「給料支給日」の次に「（知事が別に定める日があるときは、当該別に定める日）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居指定日又は共済住宅を退居した日が月の中途である場合におけるその月分の入居料は、知事が別に定める場合を除き、日割により計算した額とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島県立川内厚生園入所規則及び鹿児島県立川内自興園入所規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第18号

鹿児島県立川内厚生園入所規則及び鹿児島県立川内自興園入所規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鹿児島県立川内厚生園入所規則（昭和38年鹿児島県規則第94号）
- (2) 鹿児島県立川内自興園入所規則（昭和53年鹿児島県規則第58号）

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第19号

児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」及び「第18条の規定に基づき、条例」を削る。

第2条を削る。

第1条の2の表中	盲ろうあ児施設	鹿児島県立三光学園	25人	を
	児童自立支援施設	鹿児島県立若駒学園	40人	
	肢体不自由児施設	鹿児島県立整肢園	45人	

「児童自立支援施設 鹿児島県立若駒学園 40人」に改め、同条を第2条

とする。

第 3 条から第 9 条までを削り、第10条を第 3 条とする。

別表を削る。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第20号

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 章を削る。

第 4 章中第10条を第 3 条とし、第11条を第 4 条とし、第12条を第 5 条とし、同章を第 3 章とする。

第13条第 1 項中「別記第 4 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同条第 2 項第 1 号イ中「第17条」を「第10条」に改め、同条第 5 項中「別記第 5 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、第 5 章中同条を第 6 条とする。

第14条第 1 項中「別記第 6 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 7 号様式」を「別記第 4 号様式」に改め、同条を第 7 条とする。

第15条中「別記第 8 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同条を第 8 条とする。

第16条第 2 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 6 号様式」に改め、同条を第 9 条とする。

第17条第 4 項中「別記第10号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同条を第10条とし、第18条を第11条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

第 6 章中第19条を第12条とし、第20条を第13条とし、同章を第 5 章とする。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを削る。

別記第 4 号様式中「第13条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 5 号様式中「第13条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 6 号様式中「第14条関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

別記第 7 号様式中「第14条関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 8 号様式中「第15条関係」を「第 8 条関係」に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 9 号様式中「第16条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第21号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第39条第 1 項及び第 2 項並びに第44条第 2 項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の鹿児島県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（同日前に締結された契約を変更する契約を含む。）について適用する。

訓 令

鹿児島県訓令第4号

鹿児島県職員寮管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員寮管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員寮管理規程（昭和41年鹿児島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「ときは、」の次に「入寮の日を指定して」を加える。

第8条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、「その通知を受けた日」を「同条の規定により指定された入寮の日（以下「入寮指定日」という。）」に改める。

第9条中「入寮の日」を「入寮指定日」に改め、「の翌月」を削り、「その」を「、その」に改め、「給料支給日」の次に「（別に定める日があるときは、当該別に定める日）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 入寮指定日又は退寮の日が月の中途である場合におけるその月分の入居料は、別に定める場合を除き、日割により計算した額とする。

附 則

この訓令は、平成21年4年1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第428号

鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条の規定により、同条に規定する知事が告示する統計調査を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

なお、昭和56年1月5日鹿児島県告示第3号（県鉱工業動態統計調査の実施）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調査の名称及び目的

(1) 調査の名称

鹿児島県鉱工業動態統計調査（以下「調査」という。）

(2) 調査の目的

調査は、本県における鉱工業の生産指数、出荷指数及び在庫指数を算出するための基礎資料を得、もって本県における鉱工業の動態を明らかにすることを目的とする。

2 調査対象の範囲

別表の調査品目欄に掲げる鉱工業製品（以下「調査品目」という。）を生産する同表の調査対象の範囲欄に掲げる企業で知事が指定するもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 企業名（事業所名）及び所在地

イ 調査品目の(2)に掲げる期日の属する月における生産量及び出荷量並びに同日における在庫量

(2) (1)の基準となる期日

平成21年3月以降の月の各月末日現在とする。

4 報告を求める者

2に掲げる企業の管理責任者とする。

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 4に掲げる者の調査票による自計報告の方法によって行う。

なお、調査票の配布及び収集は、郵便による。

(2) 調査票の形式は、別記様式のとおりとする。

6 報告を求める期間

3の(2)に掲げる期日の属する月の翌月20日までとする。

別表

調 査 品 目	調 査 対 象 の 範 囲
ハム	年間出荷額1億円以上の企業
ソーセージ	年間出荷額1億円以上の企業
ベーコン	年間出荷額1億円以上の企業
練乳	年間出荷額1億円以上の企業
水産練製品	年間出荷額1億円以上の企業
冷凍水産食品	年間出荷額1億円以上の企業
かつお節	全企業（統合体）
野菜漬物	年間出荷額1億円以上の企業
みそ	全企業（統合体）
しょうゆ	全企業（統合体）
ぶどう糖	年間出荷額10億円以上の企業
水あめ	年間出荷額20億円以上の企業
異性化糖	年間出荷額60億円以上の企業
生菓子	年間出荷額1億円以上の企業
冷凍調理食品	年間出荷額10億円以上の企業
弁当	年間出荷額1億円以上の企業
ミネラルウォーター	年間出荷額1億円以上の企業
焼ちゅう	全企業（統合体）
木材チップ	全企業（統合体）
構造用集成材	年間出荷額1億円以上の企業
キャビネット	年間出荷額10億円以上の企業
配合肥料	年間出荷額30億円以上の企業
くえん酸	年間出荷額1億円以上の企業
殺虫剤	年間出荷額1億円以上の企業
生コンクリート	全企業（統合体）
炭化けい素	年間出荷額50億円以上の企業
碎石	全企業（統合体）
鉄鋼切断品	年間出荷額1億円以上の企業
金地金	年間出荷額10億円以上の企業
銀地金	年間出荷額1億円以上の企業
高純度アルミ	年間出荷額1億円以上の企業
金再生地金	年間出荷額60億円以上の企業
18リットル缶	年間出荷額1億円以上の企業
アルミニウム製建具	年間出荷額20億円以上の企業
コネクター	年間出荷額180億円以上の企業
点火栓	年間出荷額200億円以上の企業
ワイヤーハーネス	年間出荷額30億円以上の企業
自動車部品（エンジン部分）	年間出荷額30億円以上の企業
船舶	年間出荷額1億円以上の企業

別記様式

鹿 児 島 県 鋳 工 業 動 態 統 計 調 査	<u>鋳工業生産量・出荷量・在庫量報告書</u> (年 月分)	提 出 先 鹿児島県企画部統計課	提出期日 年 月 日まで
		提出部数 1 部	

調 査 品 目	
指 定 単 位	

生 産 量	
出 荷 量	
月末在庫量	

備 考 欄	※前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

年 月 日

所 在 地

企業（事業所）名

印

作 成 者 名

注 1 この調査は、原則として企業単位で行います。したがって、あなたの企業に属する工場（県外に所在する工場を除く。）分について記入してください。

2 毎月末現在で月間実績を記入してください。

3 生産量、出荷量及び月末在庫量は、指定単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。

4 生産量は、他の企業から委託されて生産したものを含めて記入してください。
 なお、他の企業に生産を委託して受け入れたもの及び他の企業から仕入れたものは、この調査では生産量に含めません。

5 出荷量及び月末在庫量は、生産量（注4のとおり。）に対応するものについて記入してください。

個々の調査票は、統計目的以外には絶対に使用されませんので、事実をありのままに報告してください。

鹿児島県告示第429号

鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条の規定により、同条に規定する知事が告示する統計調査を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成14年3月8日鹿児島県告示第316号（鹿児島県教育統計調査の実施）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調査の名称及び目的**(1) 調査の名称**

鹿児島県教育統計調査（卒業後の状況調査付帯調査）（以下「調査」という。）

(2) 調査の目的

調査は、学校基本調査（基幹統計）に付帯して、本県における高等学校を卒業した者について、学校基本調査の調査事項の詳細を調査することにより、県の行政事務に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

県内のすべての高等学校（通信制の課程を除く。）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日**(1) 報告を求める事項**

ア 名称及び所在地

イ 設置者及び本校又は分校の別

ウ 学科別の卒業生数

エ 学科別の卒業生の大学等への進学及び入学志願状況

オ 学科別の卒業生の就職状況

(2) (1)の基準となる期日

毎年5月1日現在とする。

4 報告を求める者

学校長とする。

5 報告を求めるために用いる方法**(1) 4に掲げる者の調査票による自計報告の方法によって行う。**

なお、調査票の配布及び収集は、郵便又は電子メールによる。

(2) 調査票の形式については、知事が別に定める。**6 報告を求める期間**

毎年、調査の実施に際して知事が定める日までとする。

鹿児島県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備KAM大隅南部地区第4換地区の換地計画に係る換地処分を、平成21年3月19日に行った。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第431号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、南九州市頰娃町松原入会林野整備組合代表者高田利美の認可申請に係る松原入会林野整備計画を平成21年3月24日認可した。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多馬籠字入ヶ尾349番, 351番, 354番1, 354番3, 字西之海355番, 360番1, 363番1, 363番3, 365番, 377番, 379番1, 字大河原384番, 391番, 字鳶ヶ巣394番, 字鞍掛395番, 398番, 字船碁石408番1, 409番1, 字中島493番1, 字本田尻522番, 字枇榔ヶ谷533番1, 533番3, 字鳥越543番1, 字本田ノ平554番1, 字大瀬原559番, 字大瀬尾567番1, 字天之平572番1・572番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。），576番6, 576番9, 字奈木河原ノ谷579番1, 579番3, 579番4, 字管ヶ谷581番, 字孝行石582番1, 582番4, 582番7, 617番1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第433号

平成20年11月28日鹿児島県告示第1616号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので, 森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により, その通知の内容を肝付町役場に掲示するとともに, その要旨を告示する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 所在が不分明な者の氏名

池田義雄

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

肝属郡肝付町南方字松山518番

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

鹿児島県告示第434号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果, かいゑい加入区について, 同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第435号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果, 指宿加入区について, 同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第436号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩本加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第437号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、里加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第438号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第439号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、福山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第440号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、加世田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第441号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、久志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第442号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、志布志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第443号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第444号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した

結果、大根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第445号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第446号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多岬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第447号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、内之浦加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第448号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、船間加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第449号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、宇検加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第450号

平成 8 年 9 月 27 日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

建設工事請負契約書第34条の2第8項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

建設工事請負契約書第41条第2項中「第87条第1項」を「第94条第1項」に改める。

建設工事請負契約書第42条第2項及び第3項並びに第47条第3項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

鹿児島県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年 3 月 31 日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市日吉町吉利字樋渡 861番1地先から同市日吉 町吉利字上ノ濱666番地先 まで	前 後	13.5～38.2 12.4～38.2	667.7 667.7
県道	永吉入佐鹿児 島線	日置市吹上町永吉字朴山 12439番1地先から同市吹 上町永吉16224番地先まで	前 後	9.7～47.6 11.6～49.2	10.0 10.0
		養母長里線	前	5.9～16.0	1335.5
	養母長里線	日置市東市来町長里字梨木 谷3361番1地先から同市東 市来町長里字四反ヶ丸49番 地先まで	前	7.5～34.0	1210.4
		日置市東市来町長里字梨木 谷3361番1地先から同市東 市来町長里字瀧河内2264番 6地先まで	後	5.9～16.0	1335.5
		日置市東市来町長里字梨木 谷3361番1地先から同市東 市来町長里字瀧河内2264番 6地先まで	後	7.5～24.2	1200.4

鹿児島県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	270号	日置市日吉町吉利字樋渡861番1地先から同市日吉町吉利字上ノ濱666番地先まで	平成21年 3月31日
県道	永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字朴山12459番地先から12440番1地先まで	
	養母長里線	日置市東市来町長里字古市2684番2地先から2702番1地先まで	

鹿児島県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市吉野町2231番1地先から2306番1地先まで	前	7.3～9.3	238.0
			後	9.8～30.0	238.0
	小山田谷山線	鹿児島市犬迫町3548番1地先から3543番1地先まで	前	9.0～13.0	103.0
			後	9.0～14.2	103.0
	吉野公園線	鹿児島市吉野町2219番地先から2228番6地先まで 鹿児島市吉野町2219番地先から2228番7地先まで	前	7.3～11.6	76.5
			後	9.2～19.0	61.0
	霜出川辺線	南九州市川辺町平山字拂川5000番1地先から同市川辺町平山字樋口3840番1地先まで	前	12.2～13.3	223.0
			後	13.5～16.0	223.0

鹿児島県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	226号	南さつま市坊津町泊字小泊164番1地先から161番11地先まで	平成21年 3 月 31 日
	鹿児島吉田線	鹿児島市吉野町2231番1地先から2306番1地先まで	
	小山田谷山線	鹿児島市犬迫町3548番1地先から3543番1地先まで	
	吉野公園線	鹿児島市吉野町2219番地先から2228番7地先まで	
	霜出川辺線	南九州市川辺町平山字拂川5000番1地先から同市川辺町平山字樋口3840番1地先まで	

鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	267号	伊佐市大口篠原字上ノ原825番3地先から同市大口篠原字土取898番地先まで	前	14.2～27.6	272.7
			後	15.2～27.6	272.7

	268号	伊佐市大口山野字上齊2196番24地先から同市大口山野字久保2414番7地先まで	前後	13.5～38.6 13.5～41.2	319.0 319.0
県道	串木野樋脇線	薩摩川内市樋脇町市比野字宮元826番3地先から734番地先まで	前後	5.1～13.9 11.0～25.0	369.9 361.8
	出水菱刈線	伊佐市大口田代字集川内2241番1地先から同市大口田代字廣畑2228番12地先まで	前後	4.9～15.9 5.1～18.3	481.0 481.0
	川口薩摩湯田停車場線	薩摩郡さつま町湯田字川原田299番1地先から同町湯田字好田196番1地先まで	前後	4.8～15.2 9.1～22.8	273.6 274.1

鹿児島県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	267号	伊佐市大口木ノ氏字湾洲109番1地先から118番1地先まで	平成21年 3月31日
		伊佐市大口篠原字上ノ原825番3地先から同市大口篠原字土取898番地先まで	
	268号	伊佐市大口山野字上齊2196番24地先から同市大口山野字久保2414番7地先まで	
県道	串木野樋脇線	薩摩川内市樋脇町市比野字宮元812番地先から734番地先まで	
	出水菱刈線	伊佐市大口田代字集川内2241番1地先から同市大口田代字廣畑2228番12地先まで	
	栗野停車場えびの高原線	始良郡湧水町木場日添国有林40林班い小班地内から43林班り小班地内まで	
	川口薩摩湯田停車場線	薩摩郡さつま町湯田字川原田299番1地先から同町湯田字好田196番1地先まで	

鹿児島県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	267号	薩摩郡さつま町柏原字三段	前	14.4～17.0	244.0

県道		溝1416番1地先から同町柏原字川原754番1地先まで	後	8.0～30.6	253.0
			後	13.0～30.0	244.0
	269号	肝属郡錦江町神川字船着3498番1地先内	前	14.2～15.3	12.0
			後	15.8～16.8	12.0
	志布志福山線	曾於市大隅町岩川字堤谷6644番6地先から6644番23地先まで	前	9.9～11.8	20.0
			後	9.9～21.8	20.0
	柿ノ木志布志線	曾於市末吉町南之郷字下前田9012番1地先から同市末吉町南之郷字堂蘭8802番地先まで	前	5.8～15.2	40.0
			後	8.2～19.2	40.0
	高隈内ヶ迫線	鹿屋市輝北町下百引字新屋敷775番9地先から曾於郡大崎町野方字岩井場2551番1地先まで	前	6.4～8.8	163.0
			後	13.2～18.2	163.0

鹿児島県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	267号	薩摩郡さつま町柏原字三段溝1416番1地先から同町柏原字川原754番1地先まで	平成21年 3月31日
	269号	曾於市大隅町岩川字梶畑6327番1地先から6328番1地先まで	
		肝属郡錦江町神川字船着3498番1地先内	
県道	志布志福山線	曾於市大隅町岩川字堤谷6644番6地先から6644番23地先まで	
	柿ノ木志布志線	曾於市末吉町南之郷字下前田9012番1地先から同市末吉町南之郷字堂蘭8802番地先まで	
	高隈内ヶ迫線	鹿屋市輝北町下百引字新屋敷775番9地先から曾於郡大崎町野方字岩井場2551番1地先まで	
	後田富山線	肝属郡肝付町宮下字迫1706番4地先から同町富山字上園1827番7地先まで	

鹿児島県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

国道	58号	奄美市住用町大字役勝字池畑甲287番2地先から同市住用町大字役勝字長畑ケ甲317番3地先まで	前	7.5~73.0	1,100.0
			前	10.5~86.8	1,140.0
			後	12.0~94.8	1,140.0
			後		
県道	389号	出水郡長島町山門野字渡口4528番5地先から同町山門野字火浦4138番1地先まで	前	9.1~30.9	923.0
			後	11.0~40.2	923.0
	葛輪瀬戸線	出水郡長島町諸浦字木ノ根1161番1地先から同町諸浦字葦ノ巣908番1地先まで	前	4.5~32.0	2,547.5
			前	13.0~111.4	2,000.0
			後	4.5~32.0	2,547.5
			後	13.0~111.4	2,000.0
	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字川路下7685番1地先から同市大隅町岩川字上馬場5738番地先まで	前	7.5~29.6	720.0
			前	7.5~29.6	720.0
			後	9.2~56.8	673.0
			後		
	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字手安字阿ガリ原437番地先から同町大字手安字金釜原469番3地先まで	前	6.9~7.6	62.0
			前	18.4~34.2	62.0
			後		
			後		
		大島郡瀬戸内町大字手安字屋入原724番1地先から同町大字手安字瀬戸田原785番地先まで	前	7.5~53.5	735.2
			前	13.0~135.0	455.7
			後	13.0~135.0	455.7
			後		
	荘上鯖淵線	出水市高尾野町上水流字新田1631番地先から1534番地先まで	前	14.2~19.0	409.4
			後	13.0~24.0	409.4
	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字瀬相字金久田平原734番地先から同町大字瀬相字麦田原819番1地先まで	前	5.0~35.2	335.0
			前	11.8~35.2	323.9
			後	11.8~35.2	323.9
			後		

鹿児島県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字黒木股甲291番1地先から同市住用町大字役勝字長畑ケ甲314番1地先まで	平成21年 3月31日
	389号	出水郡長島町山門野字渡口4528番5地先から同町山門野字火浦4138番1地先まで	
県道	葛輪瀬戸線	出水郡長島町諸浦字小浦946番19地先から946番13地先まで	
	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字川路下7685番1地先から同市大隅町岩川字上馬場5738番地先まで	
	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字手安字阿ガリ原437番地先から	

		同町大字手安字金釜原469番3地先まで
		大島郡瀬戸内町大字手安字屋入原724番1地先から
		同町大字手安字瀬戸田原785番地先まで
	荒川川内線	薩摩川内市青山町字山仁田4051番3地先から同市青山町字大山4095番1地先まで
	荘上鯖淵線	出水市高尾野町上水流字新田1631番地先から1534番地先まで

鹿児島県告示第461号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定した。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称
川内川水系平佐川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 日時
平成21年4月26日（日）午後1時から
- 2 場所
名瀬公民館（奄美市名瀬幸町25番12号）
- 3 公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案の概要
名瀬都市計画道路の変更

都市計画道路中3・5・16号永田平田線を3・6・16号永田平田線に名称を改め、次のように変更する。

種 別	位 置			区 域	構 造	
	起 点	終 点	主 経 過 地		車線数	幅 員
幹線街路	奄美市名瀬 永田町	奄美市名瀬 平田町	奄美市名瀬 大字金久	約2,730m	2車線	10m

4 公述の申出

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を平成21年4月20日（月）までに、鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）又は鹿児島県大島支庁建設部建設課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号894-8501）に到着するように提出すること。

なお、公述申出書の様式は、鹿児島県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）から取得することができる。

- (2) 知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。

5 公聴会の開催の中止

4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。

6 関係図書の縦覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話099－286－3680）

鹿児島県大島支庁建設部建設課（電話0997－53－1111）

奄美市都市整備課（電話0997－52－1111）

別記様式

公 述 申 出 書

鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿

私は、 月 日に開催される名瀬都市計画道路の変更に関する公聴会において、下記の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由（別紙）

鹿児島県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
和泊町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 和泊都市計画下水道事業
 - (2) 名称 和泊町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年2月14日から平成23年3月31日まで（変更前平成21年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第464号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成21年 3 月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）の一部を次のように改正する。

別表中22の項を23の項とし、19の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

19	電気通信サービス業務
----	------------

別記第1号様式中

情 報 処 理 業 務		受 付 ・ 案 内 業 務	
シ ス テ ム 開 発 業 務		調 査 ・ 測 定 業 務	

コンピュータ関連保守業務	薬 剤 空 中 散 布 業 務
○ A 関 連 研 修 業 務	旅 客 運 送 業 務
○ A 機 器 賃 貸 業 務	貨 物 運 送 業 務
医 療 機 器 賃 貸 業 務	給 食 業 務
車 両 賃 貸 業 務	複 写 サ ー ビ ス 業 務
寝 具 類 賃 貸 業 務	旅 行 業 務
中央監視制御設備賃貸業務	気 象 予 報 業 務
空 気 調 和 設 備 賃 貸 業 務	会 場 設 営 業 務
広 告 業 務	パーキング・メーター管理等業務

を

情 報 処 理 業 務	調 査 ・ 測 定 業 務
シ ス テ ム 開 発 業 務	薬 剤 空 中 散 布 業 務
コンピュータ関連保守業務	旅 客 運 送 業 務
○ A 関 連 研 修 業 務	貨 物 運 送 業 務
○ A 機 器 賃 貸 業 務	給 食 業 務
医 療 機 器 賃 貸 業 務	複 写 サ ー ビ ス 業 務
車 両 賃 貸 業 務	電 気 通 信 サ ー ビ ス 業 務
寝 具 類 賃 貸 業 務	旅 行 業 務
中央監視制御設備賃貸業務	気 象 予 報 業 務
空 気 調 和 設 備 賃 貸 業 務	会 場 設 営 業 務
広 告 業 務	パーキング・メーター管理等業務
受 付 ・ 案 内 業 務	

に

改める。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市旭原町3592番10及び3592番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市東郡元町7番22号
鹿児島ダイハツ販売株式会社
代表取締役 御領勝芳

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成21年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする特定役務の種類
(1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）

- (2) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
 - (3) 旅客運送業務（スクールバスの運行）
 - (4) 電気通信サービス業務（電気通信サービスの提供）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）に基づき知事が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格を停止されている者を除く。）であること。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の(㉠)から(㉣)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (㉠) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (㉡) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (㉢) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (㉣) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (㉤) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (㉥) (㉠)から(㉤)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 調達をする特定役務の特質により、(1)及び(2)に規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法
 - 所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。
 - ア 所定の営業概要書
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
 - エ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）
 - オ 直前1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人にあっては、直近の所得税確定申告書の写し）
 - カ 所定の有資格職員名簿及びそれを証する書類
 - キ 競争入札に参加しようとする業務について許可、認可等を必要とする場合にあっては、その認可、許可等を受けていることを証する書類
 - ク 納税証明書
 - (㉠) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書
 - (㉡) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
鹿児島県出納局管理調達課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
 - (3) 申請書類の受付期間

平成21年3月31日から同年4月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからエまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 2の(2)のアに該当する者

イ 3の(1)のキの許可、認可等を受けていない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

エ 資格審査要綱第10条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消された者で、その処分の日から2年を経過していないもの

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

資格を有すると決定された日から翌年の12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。